

令和4年

第1回忠岡町議会臨時会会議録

開会 令和4年5月10日

閉会 令和4年5月10日

忠岡町議会

令和4年 第1回忠岡町議会臨時会会議録

令和4年5月10日午前10時、第1回忠岡町議会臨時会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 和田 善臣議員	2番 河瀬 成利議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 今奈良幸子議員	11番 勝元由佳子議員	12番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼企画人権課長		町長公室次長兼総務課長	南 智樹
	明松 隆雄	住民部長	谷野 栄二
住民部次長兼生活環境課長		健康福祉部長	泉元 喜則
	新城 正俊	産業まちづくり部長	村田 健次
教育部長	二重 幸生	教育部理事兼学校教育課長	
消 防 長	森下 孝之		石本 秀樹
消防次長兼消防予防課長	岸田 健二		

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀
主 査	岩間 早百合

(会議の顛末)

議長 (和田 善臣議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は、成立しております。

ただいまから、令和4年第1回忠岡町議会臨時会を開会いたします。

議長 (和田 善臣議員)

これより、会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長 (和田 善臣議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

局長。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 忠議第 2号 | 忠岡町議会委員会条例の一部改正について |
| 日程第5 | 忠議第 3号 | 忠岡町議会会議規則の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第23号 | 専決処分の承認を求めることについて (町税条例の一部改正) |
| 日程第7 | 議案第24号 | 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第25号 | 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第26号 | 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| 日程第10 | | 常任委員会委員の選任について |
| 日程第11 | | 議会運営委員会委員の選任について |
| 日程第12 | | 特別委員会委員の選任について |
- 以上でございます。

議長 (和田 善臣議員)

第1回忠岡町議会臨時会の招集に当たり、町長より挨拶の申出があります。

発言を許します。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

皆さん、おはようございます。

ご案内のように、令和4年第1回忠岡町議会臨時会の開会を招集いたしましたところ、議員皆様方には公私何かとお忙しい中にもかかわらずご出席賜り、誠にありがとうございます。

さて、今年度、部長級職員の新任の異動がございましたので、この場をお借りいたしましてご紹介させていただきたいと思っております。

まず初めに、新城正俊住民部次長兼生活環境課長でございます。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

新城です。よろしくお願いいたします。

町長（杉原 健士町長）

岸田健二消防次長兼予防課長でございます。

消防本部（岸田 健二次長兼予防課長）

どうぞよろしくお願いいたします。

町長（杉原 健士町長）

両名の方です。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、コロナウイルスの感染者でございますが、ピークから減少し、先週は1,000人程度まで減少するなど鎮静化の兆しも見えておりましたが、7日に4,000人を超えるなど感染状況は不透明な状況となっております。本町においても住民の1割を超える方が感染をいたしました。

このような中、政府は60歳以上の方、そして18歳以上の方で基礎疾患がある方や、感染すると重症化リスクが高いと医師が認める方を対象に、重症化予防を目的としてワクチンの4回目接種を決めたところであります。感染から身を守るために、ワクチン接種だけでなく、日頃からの手洗い消毒、正しいマスクの着用が大切であります。引き続き住民の皆様へ感染予防の啓発を行ってまいりますので、議員皆様方におかれましてもご協力のほどよろしくお願いいたします。

本臨時会には、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正議案などを上程させていただいております。どうかご賛同、ご可決いただきますようお願い申し上げまして、私からのご挨拶にかえさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、4番・小島みゆき議員、6番・是枝綾子議員を指名いたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、臨時会の会期は、本日の1日限りといたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員、北村 孝議員より例月出納検査の結果報告の申出がありますので、発言を許します。北村議員。

監査委員（北村 孝議員）

それでは、監査報告をさせていただきます。例月出納検査について報告いたします。

ここに、報告申し上げますのは、令和4年2月24日、3月30日及び4月26日に行いました内容で、帳簿等は、同年1月31日、2月28日及び3月31日現在であります。

検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計及び下水道事業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元に配布いたしました数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告をいたします。

監査委員 北村 孝

議長（和田 善臣議員）

これで諸般の報告を終わります。

議長（和田 善臣議員）

日程第4 忠議第2号 忠岡町議会委員会条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提出者の河野議員より提案理由の説明を求めます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

忠議第2号、忠岡町議会委員会条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、議会運営の見直しに伴い、委員会会議録の署名委員数を2名から1名へと減ずるものであります。

どうかよろしく願いをいたします。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

本件につきましては、質疑・討論及び委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、これより忠議第2号 忠岡町議会委員会条例の一部改正についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第5 忠議第3号 忠岡町議会会議規則の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提出者の河野議員より提案理由の説明を求めます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

忠議第3号、忠岡町議会会議規則の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、議会運営の見直しに伴い、地方自治法第100条第12項の規定による協議または調整を行うための場として全員協議会及び常任委員会協議会を定めるとともに、その他所要の規定整備を行うものであります。

どうかよろしく願いをいたします。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

本件につきましては、質疑・討論及び委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、これより忠議第3号 忠岡町議会会議規則の一部改正についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第6 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部改正）を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第23号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは町税条例の一部改正で、令和4年3月31日付をもって処分した次第でございます。

本件は、DV被害者等の固定資産課税台帳記載事項証明書の交付等に関する法令上の規定に合わせた記載の追加、商業地等に係る令和4年度分の固定資産税及び都市計画税の負担の調整、その他規定の整備等を行うため、本条例を改正するものでございます。

どうぞよろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部改正）を、採決いたします。

原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第7 議案第24号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第24号、忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、人事院勧告による国家公務員の取扱いに準じ、議会議員の期末手当を年間0.15月分引き下げのため、本条例を改正するものであります。なお、令和4年6月支給分については、令和3年12月支給分と合わせた減額の特別措置の規定を置くものであります。

どうぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第24号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正に

ついてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長 (和田 善臣議員)

次に、日程第8 議案第25号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (杉原 健士町長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (杉原 健士町長)

議案第25号、忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、人事院勧告による国家公務員の取扱いに準じ、特別職の職員の期末手当を年間0.15月分引き下げするため、本条例を改正するものであります。なお、令和4年6月支給分については、令和3年12月支給分と合わせた減額の特例措置の規定を置くものであります。

どうぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長 (和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なし)

議長(和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第25号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長(和田 善臣議員)

次に、日程第9 議案第26号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長(杉原 健士町長)

議案第26号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、人事院勧告による国家公務員の取扱いに準じ、職員の期末手当を一般職については年間0.15月分、再任用職員については年間0.1月分、会計年度任用職員については年間0.1月、任期付職員については年間0.15月分引き下げるため、本条例を改正するものであります。

なお、令和4年6月支給分については、会計年度任用職員を除き令和3年12月支給分と合わせた減額の特例措置の規定を置くものであります。

どうぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長(和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長 (和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(な し)

議長 (和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第26号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長 (和田 善臣議員)

議事の都合により、暫時休憩いたします。

全員協議会を開きますので、午前10時30分に委員会室のほうへご参集ください。

(「午前10時21分」休憩)

議長 (和田 善臣議員)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(「午前11時20分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長 (和田 善臣議員)

日程第10 常任委員会委員の選任についてを、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、議長において指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、議長より指名いたします。

まず、総務事業常任委員会委員には、

北村 孝議員 二家本英生議員 松井 匡仁議員
今奈良幸子議員 河野 隆子議員 それと私、和田でございます。

次に、福祉文教常任委員会委員には、

河瀬 成利議員 小島みゆき議員 是枝 綾子議員
三宅 良矢議員 前川 和也議員 勝元由佳子議員

以上の6名です。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました議員を、それぞれの常任委員会委員に選任することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、ただいま指名した議員を、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第11 議会運営委員会委員の選任についてを、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、議長において指名したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、議長より指名いたします。

議会運営委員会委員に、

北村 孝議員 是枝 綾子議員 三宅 良矢議員
前川 和也議員 勝元由佳子議員

以上の5名です。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました議員を、議会運営委員会委員に選任することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、ただいま指名した議員を、議会運営委員会委員に選任することに、決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第12 特別委員会委員の選任についてを、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、議長において指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、議長より指名いたします。

議会広報委員会委員に、

小島みゆき議員 三宅 良矢議員 今奈良幸子議員
勝元由佳子議員 河野 隆子議員

以上の5名です。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました議員を、議会広報委員会委員に選任することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、ただいま指名した議員を、議会広報委員会委員に選任することに、決定しました。

議長（和田 善臣議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。11時35分に再開いたします。

（「午前11時24分」休憩）

議長（和田 善臣議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午前11時35分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（和田 善臣議員）

ここで、報告いたします。

委員会条例第7条第2項の規定により、各常任委員会等の、正・副委員長の互選を行いました結果、

総務事業常任委員会委員長に松井 匡仁議員、副委員長に今奈良幸子議員、

福祉文教常任委員会委員長に前川 和也議員、副委員長に三宅 良矢議員、

議会運営委員会委員長に三宅 良矢議員、副委員長に前川 和也議員、

議会広報委員会委員長に河野 隆子議員、副委員長に三宅 良矢議員、

以上のとおり、それぞれ満場一致をもって選任されましたので、報告いたします。

議長（和田 善臣議員）

その他の委員等の推薦についても、既に協議の上、選出されておりますので、結果を報告いたします。

まず、忠岡町廃棄物減量等審議会委員に三宅 良矢議員・前川 和也議員、

次に、大阪広域水道企業団議会議員に松井 匡仁議員、

以上の方々が選出されておりますので、ご報告いたします。

議長（和田 善臣議員）

この際、日程を追加したいと思います。

追加議事日程を事務局長に報告させます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

それでは、令和4年第1回忠岡町議会臨時会追加議事日程について、ご報告申し上げます。

す。

日程第13 総務事業常任委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第14 福祉文教常任委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第15 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上のとおりでございます。

議長（和田 善臣議員）

以上の3件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議なしと認め、以上の3件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第13 総務事業常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたしません。

総務事業常任委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

総務事業常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議なしと認めます。よって、総務事業常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第14、福祉文教常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたしません。

福祉文教常任委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

福祉文教常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議なしと認めます。よって、福祉文教常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第15 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

以上で、本臨時会に付議された事件は、滞りなくすべて議了されました。

閉会に当たり、町長より挨拶の申出がありますので、発言を許します。町長。

町長（杉原 健士町長）

議長のお許しを頂きまして、閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

本日開催されました臨時会におきまして、ご提案いたしました議案について慎重にご審議いただき、ご賛同、ご可決賜りまして、誠にありがとうございました。

さて、ロシアによるウクライナへの侵攻は、いまだ停戦の糸口が見えず、民間人の犠牲者は日に日に増しており、テレビ画面から映し出される映像では、多くの町が壊滅的な状況となっております。戦争が終結したとしても、再興には計り知れない時間と莫大な資金が必要であり、また友人や家族を失った人々の怒りと悲しみは計り知れないことと思えます。一日も早くウクライナに平和が訪れることを願うばかりでございます。

また、日本では、海外との金融政策の違いから金利差が拡大すると予想され、円安が急速に進行し、20年ぶりに1ドル130円を超えるなど円安となっております。ガソリン価格を初め物価が上昇しており、家計の負担が増え、住民の暮らしへの影響が懸念されるところであります。

このように社会情勢、経済情勢は非常に不安定でございますが、住民皆様の安心・安全を守るため、新年度も精いっぱい頑張っていりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

結びに当たり、議員皆様方にはますますご健勝にてご活躍されますことを心から祈念申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

これをもって、令和4年忠岡町議会第1回臨時会を閉会いたします。
長時間大変ご苦労さまでございました。

（「午前11時43分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和4年5月10日

忠岡町議会議長 和田 善 臣

忠岡町議会議員 小 島 みゆき

忠岡町議会議員 是 枝 綾 子